

特定非営利活動法人ReBit 監事監査規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人ReBit(以下「当団体」という。)における監事の監査に関する基本的な事項を定めたものであり、監事の監査は法令 及び定款で定めるもののほか、この規程による。

(監事の基本的姿勢)

第2条 監事は、理事とはその職責を異にする独立した機関であることを自覚し、法人法の理念に則り、公正不偏の立場で監査を行うことにより、当団体の目的、事業が適切に遂行で きるよう努めなければならない。

(理事の職務執行の監査)

第3条 監事は、理事の職務の執行を監査しなければならない。

(業務、財産の監査)

第4条 監事は、その職務の遂行のため、いつでも、理事及び関係部門に対して事業の報告を求め、又は当団体の業務並びに財産及び会計の状況を監査することができる。2 監事が複数人いる場合、前項の監査は、監事間の協議により行う。

(理事等の協力)

第5条 監事が、前条第1項の職務を遂行する場合は、理事又は関係部門の責任者はこれに協力しなければならない。

(会計士との連携)

第6条 監事は、計算書類の記載方法等の会計業務に関して必要があるときは、当団体が委任した会計士の意見を求めることができる。

第2章 監査の実施

(事業報告及び決算等の監査)

第7条 監事は、第3条及び第4条の監査のほか、各事業年度に係る事業報告及び決算並びに公益目的支出計画の実施報告について監査を行う。

(監査方法)

第8条 監事は、監査事項について、調査・閲覧・報告の聴取等により監査を行う。

(理事会等への出席)

第9条 監事は、理事会及び総会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

2 監事が前項の会議に出席できなかったときには、理事長から、その審議事項等について、速やかに報告を受けることができる。

第3章 監事の報告等

(理事会に対する報告義務等)

第10条 監事は、理事の職務執行を監査した結果、次の各号に該当する事実があると認めるときは、速やかにその旨を文書で理事会に報告しなければならない。(1) 不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあるとき

(2) 法令若しくは定款に違反する事実があるとき

(3) 著しく不当な事実があるとき

2 監事は、前項の事実について理事会が是正等の措置を講じているかの報告を、理事長から受けることができる。

(理事会の招集請求)

第11条 監事は、前条第1項に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事長に理事会の招集を請求することができる。なお、その請求の日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする招集の手続きが行われない場合には、自ら理事会を招集することができる。

(理事会の招集通知)

第12条 前条後段により監事が理事会を招集するときは、開催日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事に対して通知しなければならない。

(差止請求)

第13条 監事は、次の各号に該当する行為によって当団体に著しい損害が生ずるおそれがあると認めるときは、当該理事に対し、その行為の差止めを請求することができる。(1

）理事が当団体の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をしたとき

(2) 理事が前号の行為をするおそれがあるとき

(総会に対する報告義務)

第14条 監事は、総会に提出される議案、書類等を調査し、法令若しくは定款に違反する事項又は著しく不当な事項若しくは不正の行為があると認めるときは、その調査結果とその扱いを総会に報告しなければならない。

2前号の報告に当たっては、次の各号の報告を行うものとする。

(1) 第10条第1項の報告について、理事会が是正等を要すると認めたときの是正等の措置

(2) 第13条で規定する差止請求

(3) 第20条第1項で規定する是正又は改善の措置

(4) その他監事が必要と認める事項

(総会における説明義務)

第15条 監事は、総会において社員から特定の事項について説明を求められた場合には、議長の議事運営に従い必要な説明をしなければならない。

(監事の選任等についての意見陳述)

第16条 監事は、総会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる。

第4章 監査の報告

(事業報告の監査報告)

第17条 監事は、事業報告及びその附属明細書の監査を行ったときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告書を作成しなければならない。監事間において異なる意見がある場合には、その監事の意見を記載するものとする。

(1) 監査の方法及びその内容

(2) 事業報告及びその附属明細書が、法令又は定款に従い、当団体の状況を正しく示しているかどうかについての意見

(3) 理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事

実があったときは、その事実

(4) 監査のために必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由 2 前項の監査報告書には、作成年月日を記載し、監事はこれに記名押印又は署名をするものとする。

3 監事は、前項の監査報告書を理事長に提出する。

(決算に関する計算書類の監査報告)

第 18 条 監事は、決算に関する計算書類の監査を行ったときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告書を作成しなければならない。監事間において異なる意見がある場合には、その監事の意見を記載するものとする。

(1) 監査の方法及びその内容

(2) 計算書類が、当団体の財産及び損益の状況を適正に表示しているかどうかについての意見

(3) 監査のために必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由 2 前項の監査報告書には、作成年月日を記載し、監事はこれに記名押印又は署名をするものとする。

3 監事は、前項の監査報告書を理事長に提出する。

(監査報告後の再監査)

第 19 条 監事が第 17 条又は第 18 条に係る監査報告書に是正又は改善を要する事項を報告している場合、理事会は、必要と認めたときには、速やかに是正又は改善の措置を講じなければならない。

2 前項の是正又は改善措置を講じることに伴い、理事長が事業報告又は決算若しくは公益目的支出計画実施報告書について所要の修正を行ったときは、改めて、監事は監査を行わなければならない。

第 5 章 その他

(改正措置)

第 20 条 この規程の改正は、監事全員の合意により行い、理事会に報告する。以上